

5 許可申請手数料と許可期間

(第46条第1項、条例別表)

区分		単位	金額	許可期間の上限	
貼り紙		50枚	500円	1月	
貼り札		1枚	300円	1年	
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	1年	
	照明装置のあるもの	1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)		
電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚	300円	3年	
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	800円	1年	
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年	
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)		
アーチ	照明装置のないもの	1基	6,000円	3年	
	照明装置のあるもの	1基	9,000円		
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1,000円	1月	
	照明装置のあるもの	1個	1,500円		
立看板		1基	300円	3月	
のぼり旗		1本	300円	3月	
広告幕	表示面が固定されていないもの		1張	300円	3年
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	
		照明装置のあるもの	1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
標識柱を利用するもの		1枚	300円	3年	

貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。